

出雲市原子力発電所環境安全対策協議会の概要及び

出雲市の原子力防災について

【出雲市原子力発電所環境安全対策協議会の概要について】

1. 設置の背景

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を契機として策定された原子力災害対策指針により、本市は原子力災害対策をあらかじめすべき区域に含まれることとなった。本市は安全協定締結を中国電力(株)に求めているが未だ実現しておらず、島根県との覚書により、島根原子力発電所の重要な判断や回答等にあたっては、県が周辺自治体の意見を付し中国電力(株)へ届けるに留まっている。

このような状況の中、覚書に基づき、平成25年12月に「中国電力島根原発2号機の新規制基準の適合性審査申請の事前了解願い」に関する考え方が県より示されるとともに、適合性審査申請に対する意見照会があり、本市は議会へ説明する一方、住民説明会を開催した。

今後は、県や松江市と同様に、市民の皆様へ原子力発電所の周辺環境への影響、安全対策等の説明をするとともに、様々な意見をお聴きするため、出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を設置する。

2. 協議会の概要

目的 中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺環境への影響、安全対策等を把握し、市民の健康と安全の確保に資するため。

委員 出雲市議会の議員、各種団体等の推薦を受けた者、関係行政機関の職員から委嘱等し、35人以内で組織。会長は市長。

任期 2年。(平成26年7月8日～平成28年3月31日)

会議 定例会を年1回開催。また、状況に応じて臨時会を開催する。

主な議題 島根原発周辺の環境放射線測定結果報告、島根原発の安全対策等。

3. 今後のスケジュール

平成26年秋頃 島根原子力発電所視察

平成27年2月頃 次回協議会の開催

議題：環境放射線等の測定結果について ほか

【出雲市の原子力防災について】

これまでの経緯

平成18年度～出雲市重点施策の島根県知事要望（平成18年度から毎年要望）

「島根原子力発電所の防災対策について」

- ・出雲市と中国電力との原子力安全協定の締結の仲介 など

平成22年

- 3月 島根原子力発電所1、2号機における機器の点検漏れ発覚
- 4月 2日 出雲市から中国電力へ「島根原子力発電所における安全管理の徹底について」申入れ
- ・早急に出雲市との迅速な緊急情報伝達体制を構築すること
 - ・出雲市と中国電力との間で原子力安全協定を締結すること等
- 6月25日 中国電力から出雲市へ「安全管理の徹底について」回答
- ・緊急時情報伝達体制を含めた緊急時情報連絡に関する協定締結の協議

平成23年

- 1月25日 出雲市、中国電力の間で「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定」を締結
- 3月11日 東日本大震災、福島第一原発事故発生
- 11月18日 中国電力に対して安全協定締結の要請
- ・計画等に対する事前了解・立入調査・適切な措置の要求
- 12月25日 「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」を締結

平成24年

- 2月15日 島根県知事に対して、出雲市・安来市・雲南市連名により「原子力発電所安全対策等に関する要求書」を提出
- 3月 出雲市原子力災害暫定行動計画策定
- 8月29日 中国電力に対して、出雲市、安来市、雲南市の3市が原子力発電所立地自治体と同様の安全協定を締結するよう要請
- 9月 国の防災基本計画（原子力災害対策編）の改正によりPAZ、UPZが設定される
- 10月 3日 中国電力から、「安全協定のあり方等につきましては、様々な場で議論がなされており、現時点でご回答できる状況にありません。引き続き貴市との安全協定の対応を誠実に行ってまいりますとともに、今後も協議を継続させていただきたいと考えております」との回答

- 10月29日 島根県知事・出雲市・安来市・雲南市 面会
 ・広域避難計画についての意見交換
 ・原子力安全協定締結について
- 11月 原子力災害に備えた島根県広域避難計画策定
- 12月27日 平成24年度 第3回原子力防災会議（島根・鳥取県副知事、出雲市・松江市・安来市・雲南市・米子市・境港市・島根県警察本部警備部長）
 出雲市からの意見
 『原子力規制委員会原子力規制庁 原子力地域安全総括官に対して「国の制度として、原発の稼働・再稼働に際し周辺自治体を含め、自治体に意向が反映される仕組みを作るよう要望』』

平成25年

- 3月 出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）策定
- 9月 国の防災基本計画（原子力災害対策編）改正EAL、OILの設定
- 10月17日 島根県知事に対して、出雲市・安来市・雲南市連名により「原子力安全協定の締結に関する要望書」を提出
- 10月18日 中国電力に対し、出雲市・安来市・雲南市連名により「原子力安全協定締結に関する要求書」提出
- 10月23日 中国電力から、「安全協定のあり方等につきましては、様々な場で議論がなされており、現時点でご回答できる状況にありません。引き続き、誠意をもって協議を継続させていただきたい。今後も貴市との安全協定の対応を誠実に行ってまいります。」との回答
- 10月29日 島根県と出雲市・安来市・雲南市が、『「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書』を締結
- 11月 6日 国（経済産業省）に対して、出雲市・安来市・雲南市連名により「原子力発電所の立地にかかる関係自治体の権限に関する要望書」を提出
- 12月13日 島根県から出雲市に『「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書』に基づき、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認申請についての意見照会
- 12月15日 中国電力(株)島根原子力発電所2号機の安全対策に係る住民説明会
- 12月20日 出雲市から島根県に『「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書』に基づく意見照会への回答書提出

平成26年

- 3月 原子力災害に備えた出雲市広域避難計画の改正

島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保に関する協定（立地自治体との相違点）

協定対照表

| 「島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定」 一甲：出雲市、乙：中国電力㈱ | | | 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」 一甲：島根県、乙：松江市、丙：中国電力㈱ | | |
|---|-------------|---|--|-------------|--|
| 協定名称 | | 島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保等に関する協定 | 協定名称 | | 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 |
| 序文 | | 出雲市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る出雲市民（以下「市民」という。）の安全を確保することを目的として、次のとおり協定を締結する。 島根原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定（平成23年1月25日締結）は、廃止する。 | 序文 | | 島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。 甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（平成13年10月16日締結）は、廃止する。 |
| 第1条 | 安全確保等の責務 | 1 乙は、発電所から放出される放射性物質に対する市民の安全確保を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守に万全の措置を講ずるものとする。 2 乙は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行うものとする。 | 第1条 | 安全確保等の責務 | 1 丙は、発電所から放出される放射性物質に対する周辺地域住民の安全確保及び温排水その他排水（以下「温排水等」という。）に対する周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。 2 丙は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。 3 丙は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行い、放射線業務従事者の被ばく低減に努めるものとする。 |
| 第2条 | 情報の公開 | 甲及び乙は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。 | 第2条 | 情報の公開 | 甲、乙及び丙は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。 |
| 第3条 | 放射性廃棄物の放出管理 | 乙は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。 | 第3条 | 放射性廃棄物の放出管理 | 丙は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。 |
| 第4条 | 核燃料物質等の保管管理 | 1 乙は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。 2 乙は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。 | 第4条 | 核燃料物質等の保管管理 | 1 丙は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。 2 丙は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。 |
| | | | 第5条 | 環境放射線等の測定 | 1 甲、乙及び丙は、発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。 2 乙及び丙は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。 3 甲及び乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができるものとする。 4 前項に基づく立会者は、第11条に定める者とする。 5 甲は、測定結果を公表するものとする。 |
| 第5条 | 計画等の報告 | 1 乙は、次の事項について、甲に報告するものとする。 (1)発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画。 | 第6条 | 計画等に対する事前了解 | 1 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。 2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物 |

| | | | | | |
|-----|---------------------------|--|------|---------------------------|--|
| | | (2)原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更。 (3)原子炉の解体。 | | | 質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第2条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。 3 丙は、原子炉を解体しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。 |
| 第6条 | 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡 | 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。 ※運営要綱において、輸送日時、輸送ルート等についての事前連絡の規定はない。 | 第7条 | 核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡 | 丙は、甲及び乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。 ※運営要綱により、輸送日時、輸送ルート等についての事前連絡があるが、核物質防護の観点から公表はしない。 |
| 第7条 | 平常時における連絡 | 1 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。 (1)発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況 (2)発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 (3)放射性廃棄物の放出及び管理状況 (4)発電所の定期検査の実施計画及びその結果 (5)品質保証活動の実施状況 (6)高経年化対策の計画及び実施状況 (7)その他必要と認められる事項 | 第8条 | 平常時における連絡 | 1 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。 (1)発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況 (2)発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況 (3)放射性廃棄物の放出及び管理状況 (4)発電所の定期検査の実施計画及びその結果 (5)環境放射線の測定結果 (6)温排水等の調査結果 (7)品質保証活動の実施状況 (8)高経年化対策の計画及び実施状況 (9)その他必要と認められる事項 2 丙は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。 |
| 第8条 | 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡 | 乙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲に連絡するものとする。 | 第9条 | 保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡 | 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。 |
| 第9条 | 異常時における連絡 | 1 乙は、次の各号に掲げる事項について発生時に甲へ連絡するものとする。 (1)原子炉施設等の故障関係 ① 原子炉施設等の故障があったとき。 ② 安全関係設備について、その機能に支障が生じる不調を発見したとき。 ③ 原子炉の運転中に計画外の停止若しくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止若しくは出力変化が必要となったとき。 ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ、運転を停止しなければならないおそれがあるとき。 (2)放射性物質の漏えい関係 ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。 (3)放射線被ばく関係 ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。 ② 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して、特別の措置を行ったとき。 (4)その他 | 第10条 | 異常時における連絡 | 1 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。 (1)原子炉施設等の故障関係 ① 原子炉施設等の故障があったとき。 ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。 ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。 ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。 (2)放射性物質の漏えい関係 ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。 ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。 (3)放射線被ばく関係 ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。 ② 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。 (4)その他 |

| | | | | | |
|------|------|---|------|----------|--|
| | | <p>① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>④ 保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。</p> <p>⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。</p> <p>⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。</p> <p>2 甲は、乙に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線等の測定結果等の提出を求めることができる。</p> | | | <p>① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。</p> <p>② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。</p> <p>④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。</p> <p>⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。</p> <p>⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。</p> <p>2 甲及び乙は、丙に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。</p> |
| 第10条 | 現地確認 | <p>1 甲は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の職員を発電所に現地確認させることができるものとする。</p> | 第11条 | 立入調査 | <p>1 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に掲げる一般職の職員</p> <p>(2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのあるときは、甲又は乙は、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。</p> <p>3 丙は、第1項の立入調査に協力するものとする。</p> <p>4 第1項の規定により立入調査を行う者及び第2項の規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため丙の保安規定その他関係法令に従うものとする。</p> <p>5 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲及び乙は、丙に対して立入調査を行う者(第2項の規定により立入調査に同行する者を含む。)の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。</p> |
| | | | 第12条 | 適切な措置の要求 | <p>1 甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、丙に対して直接、又は国を通じ、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を講ずることを求めるものとする。</p> <p>2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。</p> |
| | | | 第13条 | 教育訓練 | <p>1 丙は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資するため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。</p> <p>2 丙は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。</p> |
| 第11条 | 防災対策 | <p>乙は、原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項に基づき策定した計画)に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。</p> | 第14条 | 防災対策 | <p>丙は、原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項に基づき策定した計画)に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。</p> |
| 第12条 | 公衆への | 乙が発電所の異常な事態に関して公衆に特 | 第15条 | 公衆への | 丙が発電所の異常な事態に関して公衆に特 |

| | | | | | |
|------|-------|--|------|---------|--|
| | 広報 | 別の広報を行う場合は、甲に対して事前に連絡するものとする。 | | 広報 | 別の広報を行う場合は、甲及び乙に対して事前に連絡するものとする。 |
| 第13条 | 連絡の方法 | 1 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。 (1)第6条及び第7条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2)第8条、第9条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。 | 第16条 | 連絡の方法 | 1 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。 (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。 (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。 |
| 第14条 | 連絡責任者 | 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。 | 第17条 | 連絡責任者 | 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。 |
| | | | 第18条 | 損害の補償 | 1 発電所の運転・保守に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償に当たるものとする。 2 発電所の運転・保守に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丙は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。 |
| | | | 第19条 | 諸調査への協力 | 丙は、甲又は乙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。 |
| 第15条 | 協定の改定 | この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。 | 第20条 | 協定の改定 | この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙は、いずれからその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。 |
| 第16条 | 運用 | 1 この協定の実施に必要な細目については、甲及び乙が協議のうえ、別に定めるものとする。 2 甲及び乙は、この協定の運用において、甲及び乙のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。 | 第21条 | 運用 | この協定の実施に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。 |
| 第17条 | その他 | この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。 | 第22条 | その他 | この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。 |

島根県との覚書の締結等について

平成25年10月29日、島根県と下記の覚書を締結した。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県知事 溝口善兵衛



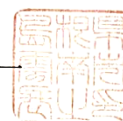
乙 出雲市長 長岡秀人



安来市長 近藤宏樹



雲南市長 速水雄一



また、平成25年12月13日に島根県から照会のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく意見照会について、次のとおり回答した。

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づく県からの意見照会について（回答）

今回、行われる島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性確認審査に関する申請については、事業者である中国電力(株)が「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき申請がなされ、原子力基本法に基づいて原子力規制委員会が審査するものであるため、申請を了解します。

ただし、出雲市民の安全と安心を守る立場から、下記の事項を付帯意見として提出します。

記

付帯意見

【中国電力(株)に求める事項】

1. 再稼働の具体的な動きが出るまでに、安全協定を締結すること。(※)
2. 原子力規制委員会における安全性審査については、逐次、規制委員会のホームページ等で公開されているが、専門用語が多く理解が困難であることから、適宜、わかりやすい言葉で適切に情報提供を行うこと。
3. 福島第一原子力発電所事故に際しては、非常用復水器が適切に使用されなかったなど、職員が設備を使いこなせない事案もあった。また、今回の安全審査においても、基本は原子力事業に携わる全ての職員が100パーセント機器を使いこなすことが大前提となっている。
このため、重大事故等対処施設を支障なく使いこなせるように人的訓練を十分重ねて、万全の体制を構築すること。
4. 福島第一原子力発電所の事故検証や廃炉作業の中から、地下水対策を含む汚染水対策など新たな知見が得られる場合は、規制基準に盛り込まれないに関わらず、追加的対応を取ることを。
5. 地震や津波及びテロ想定について、常に最新の知見を取り入れるとともに、適切に県及び周辺自治体に情報提供し、防災・安全対策に反映させること。
6. 広域避難計画について、避難や避難所における避難者への支援等、事業者として最大限

関与すること。(※)

7. 新たな計画・申請が行われる場合は、周辺自治体への説明はもとより、住民に対しても説明会を行うなど、丁寧な情報提供に努めること。(※)

【県に求める事項】

1. 出雲市を含む周辺自治体が安全協定を締結できるよう、引き続き必要な支援を講ずること。
2. 今回の安全審査申請と原子炉の再稼働とは全く別の議論であることを、中国電力(株)に明確に回答すること。
3. 安全審査後のロードマップ・スケジュールについては、内容が明らかとなった時点で、県民に対してわかり易く説明をすること。
4. 周辺市に意見を求める場合には、時間に余裕をもったスケジュールで行うなどの配慮をすること。
5. 広域避難計画について、安定ヨウ素剤の配布方法や避難手段の確保等、実効性の向上を図る取り組みを、積極的に講ずること。
6. 避難に際して主要な避難路となる国道431号線、県道斐川一畑大社線の整備を、積極的に取り組むこと。

【県を介して国に求める事項】

1. 原子力発電所における安全対策上重要な事項について、周辺自治体の意見が十分反映されるよう、新たな制度の創設をすること。ただし、その間の暫定的措置として、電力事業者との安全協定が締結できるよう支援すること (※)
2. 広域避難計画がより実効性のあるものとなるよう、国の関与を強めること。

(※)：県の意見に含まれない事項